

令和6年度こども施策推進に係る意見聴取業務仕様書

1 業務の名称

令和6年度こども施策推進に係る意見聴取業務

2 趣旨・目的

令和5年4月施行の「こども基本法」第11条において「こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」と規定された。

本県が定める子ども分野の最上位計画「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」に基づき推進する各こども施策に対し、こども・若者から直接意見を聴く機会を設け、本県のこども施策を当事者とともに推進する体制を定着させたい。

- (1) 定期的かつ効率的にこども・若者の意見を聴くことができる仕組みを構築する。
- (2) 令和5年度までに実施した「令和5年度少子化対策に関する県民意識調査」や「第8回ぐんま青少年基本調査」、「子どもの生活実態調査」等で得られたデータ等をさらに深化させ、こども・若者ら施策当事者の意見を深掘りする。
- (3) 令和6年度中に策定する「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」の次期計画にこども・若者の意見を反映する。(令和7年3月議決)

3 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日

4 業務内容

基本的な業務内容は以下のとおりとします。具体的な内容については、企画提案により、県と協議の上決定します。

(1) ぐんまこどもモニター(仮)制度の設置・運営

主体的に意見表明ができるこどもを主なターゲットとし、こども・若者に特化したモニターを学齢期に応じて120名程度募集する。登録者に対し、インターネット上で意見聴取を年間4回実施する。

さらに、アンケート結果等を踏まえ、双方向のコミュニケーションによりさらに議論を深める場として、対面によるフォーラム(1回)を開催する。フォーラムはモニター20名程度が参加する座談会パートと、一般参加者にも参加者を募って実施するパネルディスカッションパートで構成する。

ア モニター募集

効果的な募集方法、媒体等について提案されたい。

- ① 申込みフォームを用いて参加者を募ること。なお、モニターの任期は令和7年3月31日までとする。

※「ぐんま電子申請受付システム(LoGoフォーム)」を使用することもできる

- ② モニターは、群馬県との関係性(在住・在学・在勤・出身等)を有するこども・

若者とし、以下4区分で各30名を目安に募集すること。

a 小学生（4～6年生程度）

b 中学生

c 高校生等（申込み日が属する年度末時点の年齢が16～18歳）

d 大学生等（申込み日が属する年度末時点の年齢が19～24歳）

③周知広報（チラシ制作・配付、SNS発信等）を行うこと

④応募内容の確認及び応募者多数の場合の選定対応（抽選等）を行うこと

a 保険証や学生証などで、応募者が確実に対象年齢であることを確認すること

b 応募者が未成年の場合は、保護者の同意を得ていることを確認すること

c 応募者が②に記載の人数に満たない場合は、期限を定めて追加募集をすること

⑤応募者への当選、不当選連絡を行うこと

※モニターに関する情報発信は、群馬県結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」内で行うため、別途専用サイト等を作成する必要はない。

イ モニター管理

①モニターリストの作成・管理（個人情報管理）を行うこと

②登録情報（連絡先等）に変更があった場合の変更対応を行うこと

③引っ越し等による退会者への対応を行うこと

ウ オンラインアンケートの実施・運営

具体的な実施方法、各成果物のイメージ等を提案されたい。

①オンラインアンケートを4回（上半期2回、下半期2回）実施すること

a 各回の回答期間はおよそ2週間程度とし、実施時期は、県と協議の上決定する

b 受託者側で、フォームの作成、モニターへの連絡、集計、分析、フィードバック資料の作成を行う

c フィードバック資料は、一般公開を想定して作成し、アンケート終了後1か月以内に納品する

②アンケート項目については、1回につき最大20問程度とし、各区分に共通する項目と、各区分でそれぞれ設定する項目とで構成する。

具体的には、こどもに関する様々な施策（「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」目標数値等）から受託者と県で協議の上決定する。より効果的な調査・集計・分析ができるよう提案されたい。

※下記6「業務遂行上の留意点」を参照のこと。

※特定のテーマとして、朝食を食べない理由、こども期に体験したい活動、結婚や子育てへの希望、公園や遊び場等が考えられる。

※県が策定する新しい計画のデザインや体裁への意見を聴く場合もある。

エ モニター委嘱状等送付対応

①登録が決定したモニターには、委嘱状またはそれに代わるものを発行すること。

②回答の謝礼として1回あたり500円相当の品をモニターへ送付すること

※後述（3）のKPIが達成できるよう、謝礼の品や配布条件等を提案されたい。

(2) 「ぐんまこどもみらいフォーラム(仮)」の開催

ア 開催案

日時：令和6年10月28日(月)9～16時(ぐんま県民の日)

場所：自由に提案されたい ※下記に示す県有施設の使用も可

内容：こどもの権利、こども・若者の社会参画、親子の関わり等

①公開型ディスカッション

(モニター及び一般参加者120名程度・オンライン併用可)

②モニター対象の座談会(非公開：モニター20名程度)

対象：①の主なターゲットは以下とする。

- ・モニター対象年齢のこども、若者
- ・子育て中の保護者
- ・自治体職員

※県有施設等の会場候補

会場名	所在地	費用
・ G I N G H A M	前橋市大手町1-1-1 (群馬県庁内)	無料(減免対象)
・ 1F 県民ホール北 ・ 2F ビジターセンター ・ 県庁内会議室(36名定員2室)		無料
・ 公社総合ビル ホール ・ // 研修室(定員50名1室)	前橋市大渡町1-10-7	有料(ホール5,300円 /h、研修室1,300円 /h)

イ フォーラムの具体的な内容案について

①公開型ディスカッション

こどもの権利に詳しい有識者、子育て中の著名人等をゲストに迎え、県職員、こどもモニターも含む参加者も交えたトークイベントとする。当日のトークテーマ、ゲストの人選、実施手法は受託者が提案の上、県と協議して決定する。

②モニター対象の座談会

①と同日で、モニターの子ども・若者が特定のテーマについて考えるワークショップを非公開で実施する。

- 参加者を学齢期に応じてグループに分け、モニター4名程度に対して1名をファシリテーターとして配置すること
- ファシリテーターは日頃からこども・若者の意見を聴く活動をしている方とし、県と協議の上決定すること
- 参加したモニターの方に交通費(1,500円相当)として謝礼を手交すること

③企画・運営等

- 当日に利用するスライドや資料等を用意すること
- ゲストやファシリテーターとの事前打合せを行うこと
- 各謝金は、県標準単価8,000円/時を目安に、1人1日当たり10万円(税、旅費等の実費は除く)を原則とする。ただし、①で提案するゲストの謝金について

ては、これを超えて差し支えない。

- d フォーラムに係る経費は、上記cのただし書き（ゲスト謝金の10万円を超える部分）を除いて、参加予定人数1人あたり1万円（税別）を超えないよう積算すること。
- e 実施の1.5か月前を目処にイベントの周知、参加者募集を行うこと
- f フォーラムの結果を分析し、テキストレポートとして県に報告するとともに、参加者にもフィードバックし、公開可能な状態で納品すること
- g 当日の様子を撮影し、ダイジェスト3分程度の動画に編集し納品すること（県公式YouTubeチャンネル「tsulunოს」での公開を想定）

（3）事業の効果測定

モニター及びフォーラム参加者等、当該事業に関わった者にアンケートを実施し、事業の効果測定を行う。なお、当事業のKPIは以下とする。

- ア フォーラム・モニター参加満足度80%
- イ モニターアンケート回収率90%

（4）業務完了報告書の提出

本委託業務にて実施した内容等をまとめ、県が指示する日までに業務完了報告書（任意様式）として提出すること。以下事項については、必ず記載すること

- ①事業の実施概要（実施回ごとの参加者数を含む）
- ②効果測定の実施結果
- ③今後の運用についての助言等
- ④その他、県が必要と認める事項

5 業務実施計画書の策定

本件業務契約締結後、以下の内容を記載した計画書(任意様式)を受託者が速やかに策定し提出すること。なお、計画は県との協議を踏まえ決定すること。

- (1) 事業全体の概要
- (2) 各事業の具体的事業内容
- (3) 業務執行体制
- (4) 業務の一部を再委託する場合は、再委託先を必ず記載
- (5) 全体のスケジュール
- (6) その他、県が必要と認める事項

※計画の策定後にその内容を変更する場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。

6 業務遂行上の留意点

- (1) 多様な価値観の尊重

業務で発信する事柄について、特定の価値観を押し付けるような内容とならないよう、十分に留意すること。

- (2) こども・若者からの意見聴取の手法

①本業務の実施にあたり、こども家庭庁「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～」を参考にされたい。

▶ <https://www.cfa.go.jp/policies/iken/ikenhanei-guideline> (こども家庭庁HP)

②本業務のプレ企画として、令和6年3月に県において「ぐんまこどもみらいカフェ」を実施している。フォーラムの企画等にあたり参考にされたい。

▶ <https://www.pref.gunma.jp/page/624854.html> (群馬県HP)

(3) こども・若者のプライバシーへの配慮

①本業務で聴取した意見や成果物の公開範囲について、参加者に事前に説明を行い了承を得ること。未成年については、保護者の同意も得ること。

②当該事業に参加したことで不利益を被ることがないように、公開する成果物等に事前に了承を得た事項を超える個人情報が含まれていないか十分に確認すること。

6 その他

(1) 本事業は国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用して実施するため、業務完了後に会計検査等の対応が生じる場合がある。

(2) 本業務に関する証拠書類は委託期間終了後5年間保存する必要がある。

(3) 本業務により制作された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。

(4) 本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(5) 本業務の実施に伴い、取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守しなければならない。

(6) 受託者は、委託業務を開始する前に、個人情報取扱事務における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制について、県へ書面で報告しなければならない。

(7) 本業務委託の遂行に伴い発生した登録者等とのトラブルに対しては、受託者の責任において誠意をもって対応すること。

(8) 本業務の実施に必要な事項(県との打合せを含む)に係る一切の経費については、委託額に含むものとする。

(9) 本仕様書に記載の無い事項及び内容の詳細については、その都度、群馬県との協議により決定する。